



防官秘(防)第348号
令和2年8月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

防衛大臣 河野 太郎



防衛施設中央審議会委員の任命について

標記について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)第31条第2項の規定に基づき、下記のとおり内閣の承認を求めます。

記

廣瀬祐子

防衛施設中央審議会委員に任命する

(令和2年8月27日付)

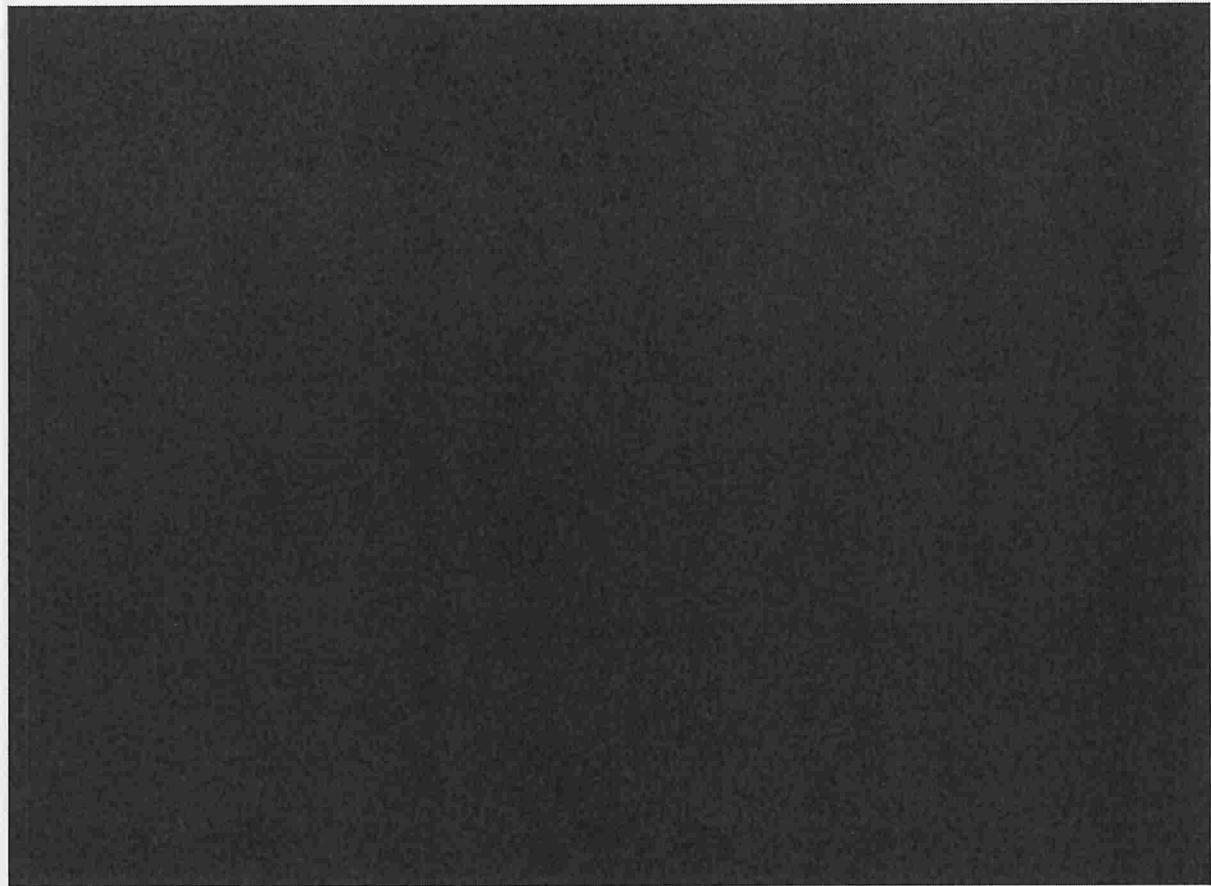
(略歴)

◎ 廣瀬(ひろせ) 祐子(ゆうこ) 氏

【学歴】



【職歴】



【その他】

- ・原子力規制委員会国立研究開発法人審議会委員（現職）

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十四号）（抄）

（防衛施設中央審議会）

第三十条 第十二条第二項及び第二十三条第七項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百五十五号）第七条の規定によりその権限に属させられた事項を審議させるため、防衛省に防衛施設中央審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第三十一条 審議会は、委員七名以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て防衛大臣が任命する。

委員の任期は、三年とする。

委員については、再任を妨げない。ただし、十年を超えて委員の職を継続することはできない。

委員は、非常勤とする。

審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

審議会委員任命予定者名簿

審議会委員任命予定者名簿

省 厅 名 : 防衛省
 審 議 会 名 : 防衛施設中央審議会
 発 令 予 定 日 : 令和2年8月27日

根 据 法 令 : 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第30条
 防衛省設置法第13条

定 任 数 期 : 7名以内
 3年

NO	氏 名	年齢 (※)	現 職	任 命 年 月 日	任期満了 年 月 日	当初就任 年 月 日	通算任命 年 月	兼職数	備考	氏 名	年齢 (※)	現 職	兼職数	備考
1	渡部 恒雄		笹川平和財団上席研究員	30.4.1	3.3.31	30.4.1	2年5月	0						
2	佐田 裕子		弁護士	30.4.1	3.3.31	30.4.1	2年5月	1						
3	阿部 龍也		青山学院大学教授	30.4.1	3.3.31	30.4.1	2年5月	0						
4	阪田 祐代		神田外語大学教授	30.4.1	3.3.31	27.4.1	5年5月	0						
5	中西 寛		京都大学法学研究科教授	30.4.1	3.3.31	30.4.1	2年5月	0						
6	岩間 陽子		政策研究大学院大学教授	30.4.1	3.3.31	30.4.1	2年5月	0						
7	石原 進		(株)和歌山放送顧問	29.8.27	2.8.26	23.8.27	9年0月	0		廣瀬 ゆうこ		ジャーナリスト		1

※ 年齢は令和2年8月1日時点満年齢